

(2012/10/11)

西伊豆安養寺

「富士見の納骨堂」業務申込書 (一時お預り用)

この申込書は契約書、業務執行同意書となるものです。次頁以降の約款の内容をよく読んで、太線内をきれいに記入、捺印ください。

私は「富士見の納骨堂」業務約款(次頁以降)に基づき本業務を申込みます

申 込 日 (フリガナ)	平成 年 月 日	(故人の性別) 1.男 2.女 (申込者から見た続柄)
本業務をお受けになれる方のお名前(故人のお名前)		
亡くなられた日と年齢	和暦 年 月 日 亡 (満 歳)	
戒名(既に授与されている場合) (フリガナ)		
お申込者のお名前		内面の右下にも押印
お申込者の住所 (マンション名まで)	〒 -	
	Eメールアドレス:	
お申込者電話番号	( ) (携帯電話 )	
お申込者に連絡のとれない場合の連絡先(親族・友人など同居していない方) 必須	お名前: 電話番号: 住所: 〒 携帯	

お申込になる業務	西伊豆「富士見の納骨堂」への一時預り・管理・供養
本業務の代金 お振込先 下記のいずれか ゆうちょ銀行払い込み口座 12330-3647671 宗教法人 安養寺(読み シュウキョウホウジン アンヨウジ) 南駿農協 西浦みかん支店 普通預金0042628 (宗)安養寺 佐藤達一 読み シュウ アンヨウジ サトウ タツ子	¥50,000(1年間の管理費含む) 返却・引き取りの場合は別途出骨作業費として1万円・撥遣(魂抜き)供養料として3万円 計4万円

(安養寺記入欄)

納骨式典の予定日 平成 年 月 日

上記の申込みを確かに承諾いたしました。

問い合わせ

平成 年 月 日

特約店
担当者

安養寺印
宗教法人 安養寺
納骨 年 月 日

宗教法人 安養寺 ホームページ <http://www.i-house.co.jp>  
Eメールアドレス anyouji@ai.tnc.ne.jp

**この約款の内容をよくお読みください。**

西伊豆 「富士見の納骨堂」 一時預りの業務約款  
業務提供事業者  
(乙) 事業主体 宗教法人 安養寺  
(静岡県沼津市内浦長浜 162)  
電話 055 - 943 - 2364

第1条 (契約の申込み及び成立)

西伊豆「富士見の納骨堂」一時預りの業務(以下、「本業務」という)の申込者(以下「甲」という)は、申込書内容及び以下の条項を承諾の上、本業務の提供事業者の事業主体(以下「乙」という)に所定の手続きで申込みを行い、乙がこれを承諾することによって契約は成立します。

第2条 (本業務の内容)

1. 甲が申込を行ない、乙(宗教法人安養寺)が承諾書を送付したあとで乙は甲より骨壺に納めて持参または送付された遺骨を1年間に限り、骨壺の状態でお預りします。
2. 3~4ヶ月以内に1回の納骨日に「富士見の納骨堂」に納骨しますが、納骨日までは本堂内に安置します。
3. 本堂内に安置および納骨堂内に収蔵(安置)する期間、乙(安養寺)がお盆やお彼岸に読経するなど敬虔の念と万全の配慮をもって管理、供養をいたします。
4. 納骨堂内に納骨、収蔵するときは安養寺の宗旨(時宗)に基づいて供養の式典を執り行います。関係者はどなたでも参列できます。
5. 送付された埋火葬許可証(原本)は乙(安養寺)において保管します。
6. 納骨の式典終了後に、乙(安養寺)より「一時お預り供養証」を甲に発行します。
7. 甲は1年間のお預り期間の満了までに「ご遺骨入り骨壺」を安養寺において引取るものとし、乙(安養寺)は返却するものとし、3~4ヶ月以内に1回の納骨日以外の日に引取りの場合は出骨作業費と読経料の計10,000円を甲は乙(安養寺)に支払うものとし、(送付の場合は送料2,000円加算)なお、1年間のお預り期間が経過したときまでにお引取りがなされないときは、乙(安養寺)はご遺骨入り骨壺と埋火葬許可証(原本)を郵便局の「ゆうパック」(書留、郵送料金着払)で甲へ返却します。  
ただし、1年間のお預り期間の満了までに甲から更に1年間一時預り延長の申出と追加業務代金50,000円の払込(振込)が乙になされ、乙が文書で承諾した場合は一時預り期間を1年間延長します。
8. 一時預り期間満了までに通常の業務(50年間安置、永代供養)の申込みに切替えの申出が甲からあった場合は通常の業務の代金は、専用骨壺(直径約9.8cm、高さ約10.5cm)に納めて納骨の場合150,000円ではなく120,000円とします。(前7項但書の場合で100,000円払込(振込)の場合は150,000円ではなく90,000円とします。)また、大きな7寸骨壺の場合は200,000円ではなく170,000円とします。(前7項但書の場合で100,000円払込(振込)の場合は200,000円ではなく140,000円とします。)
9. 甲は、西伊豆「富士見の納骨堂」に参拝することができます。ただし、納骨堂内に立入ることはできません。
10. 「富士見の納骨堂」の映像とこの納骨堂から見える富士山、西伊豆の海、周辺の風景の映像をインターネットで毎日、24時間、乙が無償で配信し、甲または遺族、親族等はこの納骨堂に参拝しないときでも、家庭内のパソコンに映しだした画面に向かっていつでも参拝できます。  
ただし、この映像の配信は、乙が永代に保証するものではありません。

第3条 (本業務の申込み等の手続)

1. 本業務には埋火葬許可証(原本)が必要となりますので有無を確認して下さい。
2. 甲は本業務の申込みにあたって、本業務代金のうち50,000円をすみやかに全額支払う(前払い)ものとし、代金の支払いは乙(安養寺)の指定する口座に払込む(振込む)方法で行うものとし、業務申込書は乙(安養寺)へ郵送するか、直接乙(安養寺)へ持参するか、特約店担当者へお渡しください。
3. 乙(安養寺)は、所定の手続きに従った申込みの完了後、申込みの承諾、不承諾の通知を送ります。承諾の通知は、業務申込書写の下段に宗教法人安養寺の「光照山安養寺」印を捺印したものを甲に送付することによります。乙(安養寺)が申込みを承諾しない場合には、前払い代金を甲に対して

すみやかに返還するものとします。「光照山安養寺」の捺印のない承諾書は無効です。

なお、乙が申込の承諾の通知を甲に送付した後は、第5条による以外は甲は申込を取消することができないものとし、乙は受領ずみの本業務の代金を返還しないことを甲はあらかじめ承諾するものとします。

4. 甲は申込み承諾の通知を受け取った後、遺骨を骨壺に収納した状態で、埋火葬許可証(原本)と一緒に、乙(安養寺)に持参または送付するものとします。なお、届ける日については前もって乙(安養寺)の了解を得るものとします。この場合、運送費は甲の負担とし、乙は運送中の紛失、破損等の責任を負わないものとします。
5. 以上の所定の手続きの完了後、乙は第2条の業務を提供します。

#### 第4条 (申込みにあたっての留意事項)

1. 本業務においては、副葬品をお預りすることはできません。
2. 代金の支払いが一部分でもなされないとき、(第2条7項の但書及び同条8項の代金の支払が一部分でもなされないときを含む)、埋火葬許可証(原本)の引渡しが行なされないとき、第2条7項の定めによるお預り期間経過までのご遺骨のお引取が行なされないとき、その他申込みが所定の手続きをふんでいない場合には乙は甲に対して甲の送料負担で遺骨を返送することができるものとします。
3. 前項において、甲(申込者)の住所変更等により連絡先不明で遺骨を返送できない場合(他の事由で遺骨が甲に届かなかった場合を含む)は、「**乙において遺骨を任意に処分**」することができるものとします。甲は一切の異議、賠償の申立ができないものとします。
4. 甲と乙(安養寺)との間の檀家関係は本業務に含まれません。
5. お申込者の住所変更の際は乙に通知いただくものとします。(一時預り満了後に遺骨の返却、その他連絡のため。)
6. お申込者からのお問合せは事業主体の宗教法人安養寺(〒410-0024 静岡県沼津市 内浦長浜 162 電話 055-943-2364)へお問合せ下さい。

#### 第5条 (申込みの撤回)

甲が申込みを行ない、乙の承諾書を甲が受領した日から起算して8日を経過した以降は、甲は申込の撤回を行うことができないものとし、乙は受領した代金を返還しないものとします。

#### 第6条 (免責事項)

天災、戦乱等乙の責めによらない事由による遺骨、骨壺等の滅失、損壊については乙はその責任を負わないものとします。

#### 第7条 (訴訟管轄)

甲は、本業務提供契約に関して訴訟の必要を生じたときは、乙所在地を所轄する地方裁判所又は簡易裁判所を所轄裁判所とすることに同意します。

上記各条項の説明を受け、この約款に同意します。  
(お申込者のお名前)